

ご挨拶

鹿児島県行政書士会は、本年9月3日に創立60周年（人間で言う還暦）の節目を迎えました。

創立時の会員数は224名でありましたが、現在では820人余の会員を有し、各会員は県内各地で懸命に「別欄に記載してある行政書士業務」に取り組んでいます。

これも偏に監督官庁である鹿児島県のご指導と県民の皆様のご支援の賜物であると思っております。衷心より厚く御礼申し上げます。

国家資格者である行政書士は、国民と行政との絆として、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

現下の世界的な新型コロナウイルス感染拡大により、今後社会のあり様も大きく変わるものと予想されます。行政書士はその変化に対応し、常に県民に寄り添いながら懸命に業務に取り組んで参りますので今後も各地域の行政書士をご愛顧頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

最後に、新型コロナウイルス感染で亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに遺族の皆様にお悔やみ申し上げます。また、感染された方にお見舞い申し上げます。



鹿児島県行政書士会
会長 鶴 信光



日本行政書士会連合会
公式キャラクター
ユキマサくん

日々の暮らしの中や
ビジネスの中で、出てくる困りごと。誰に相談したらいいのかわからない時、行政書士がお役に立てるかも知れません。私たちは、面倒な書類の作成や申請を行ったり、相談に乗ることで、皆さんの“どうしよう”を解決するお手伝いをしています。

頼れる街の法律家 行政書士。

皆さんの「どうしよう」に
今日も向き合っています。

鹿児島県行政書士会は創立60周年



どんなコトでも
お気軽に！

暮らしのお困りごと

ビジネスのお困りごと

そうだ、行政書士に相談しよう！



身近な法律って
こんなにあるんだにや〜

遺言・相続



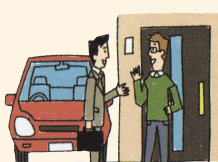
行政書士は遺言書作成の支援、遺産相続においては遺産分割協議書等の作成、相続財産の調査もお引き受けします。

契約書



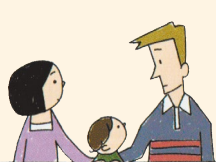
交通事故に関する手続、土地、建物などの賃貸借や金銭の消費貸借等の契約書類の作成を行います。

自動車登録



自動車の購入や、引越しによる登録変更など、管轄の運輸局や警察への手続、書類作成を行います。

日本国籍取得



日本国籍の取得にかかわる法務大臣への帰化申請や、さまざまな審査書類作成など、各種手続のお手伝いをします。

土地活用



自分の畑に家を建てたい、畑を駐車場にしたい、農地を売りたい等、土地に関連する各種申請手続を行います。

内容証明 公的証明etc



債権債務問題等に関し、内容証明郵便の作成や重要文書の公正書化のお手伝いをいたします。

外国人雇用



外国人を雇用する際に必要となる入国管理局への申請手続を「申請取次行政書士」が行います。

法人関連手続



株式会社やNPO法人、医療法人、学校法人、組合等、法人の設立手続とその代理及び事業運営の支援を行います。

許認可申請



建設業や運送業、産業廃棄物処理業、飲食店、化粧品品の製造・輸入販売業等の許可申請手続を行います。

中小企業支援



中小企業の経営を支援する外部専門家として、知的財産経営導入と知的財産経営報告書の作成をサポートします。

知的財産権の保護



著作権の文化庁への登録申請は行政書士の専管業務です。また、知的財産権の保護・啓蒙活動を行っています。

電子申請・電子調達



行政書士は行政手続に関する各種オンライン申請・届出の手続代理をすることができます。

暮らしのお困りごと行政書士に相談してみよう！
鹿児島県行政書士会主催の

無料相談会

予約不要

2020.10月6日 火 10:30~15:00
【会場】天文館ベルク広場
(鹿児島市中町10番5号)

外国人無料相談会

要予約

2020.10月18日 日 13:00~16:00
【会場】鹿児島県民交流センター
(鹿児島市山下町14番50)

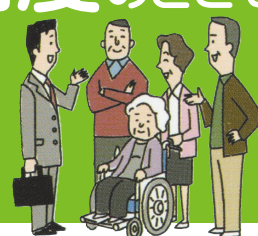
障がい者 無料困り事相談会

要予約

2020.10月25日 日 10:00~15:00
【会場】ハートピアかごしま
(鹿児島市小野1丁目1番1号)

無料相談会は鹿児島県内の行政書士会支部主催の8会場で開催！
詳しくは裏面でご確認ください。

成年後見制度のことも 行政書士におまかせください。



1 誰のための制度？

- ◎認知症の方
- ◎知的障がいのある方
- ◎精神障がいのある方など

成年後見制度は、判断する能力が不十分な方を支援する制度です。

2 どうしてできたの？

判断能力が低下すると、サービスや施設を利用するための契約などの法律行為や財産管理などを自分で行うことが困難になることがあります。

そのような方にかわり、契約を行ったり、財産を管理するなどのサポートをするためにできました。

3 どんな支援をしてくれるの？

- 生活や療養看護に関する事務
 - 1) 介護サービスの利用契約
 - 2) 医療(入退院)契約
 - 3) 各種福祉サービスの利用契約など
- 財産の管理に関する事務
 - 1) 現金・預貯金通帳・証券等の管理
 - 2) 各種支払い
 - 3) 不動産の管理・処分など

4 お金はどれくらい？

- 法定後見の場合
ご本人の資力その他の事情によって家庭裁判所が決められ、ご本人の財産から支払われます。
- 任意後見の場合
依頼される方との話し合いによって、内容は契約で定めます。

0120-874-780

一般社団法人
コスモス成年後見サポートセンター
鹿児島県支部(鹿児島県行政書士会内)



鹿児島県行政書士会

〒890-0062 鹿児島市与次郎2丁目4-35 KSC鴨池ビル202号
鹿児島県行政書士会 <https://kagyosei.or.jp> kgyosei@po.minc.ne.jp

TEL099-253-6500



新聞広告
賛助会員名

裏面をご覧ください。